



議会だより

No. 182
平成25年8月

第2回 定例会

七飯町子ども・子育て会議 条例制定を可決

平成25年第2回定例会は、6月11日に招集され、会期を13日までの3日間と決め開催されました。

平成25年度一般会計補正予算、条例の制定・一部改正など議案14件、諮問1件、報告3件を審議しました。また、議長の新選出が提出され、許可されました。議長の辞職に伴い議長選挙が行われ、新議長に坂田邦彦議員が選出されました。

一般質問では7人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、七飯町公募事業に関する調査特別委員会の中間報告、総務財政常任委員会及び民生文教常任委員会並びに経済産業常任委員会の所管事務調査報告、国や関係機関への意見書3件を審議し原案どおり可決しました。

審議結果

区 分	結果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他
議 案	条例制定	◎ 議案第27号	職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について	
		付託 議案第28号	七飯町福祉灯油等の助成に関する条例の制定について	民生文教常任委員会へ付託
	条例改正	◎ 議案第29号	七飯町子ども・子育て会議条例の制定について	
		◎ 議案第30号	七飯町債権の管理に関する条例の一部改正について	
		◎ 議案第31号	七飯町学童保育クラブ条例の一部改正について	
		◎ 議案第32号	七飯町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	
◎ 議案第33号	七飯町介護保険条例の一部改正について			
人 事	可	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	
議 案	補正予算	◎ 議案第37号	平成25年度七飯町一般会計補正予算（第2号）	
		◎ 議案第38号	平成25年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
		◎ 議案第39号	平成25年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
		◎ 議案第40号	平成25年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）	
	そ の 他	◎ 議案第34号	冬トピア団地86-1棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について	
		◎ 議案第35号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について	
報 告	報告済	報告第2号	七飯町土地開発公社清算結了報告について	
	報告済	報告第3号	平成24年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について	
	報告済	報告第4号	繰越明許費繰越計算書について	
選 挙		選挙第1号	議長の選挙	
発 議 案	意見書等	◎ 発議案第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書	
		◎ 発議案第7号	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書	
		◎ 発議案第8号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書	
そ の 他	許 可		議長辞職の件	
	報告済		各常任委員会報告	
	報告済		特別委員会報告	
	報告済		出納検査報告	
	承 認			閉会中の委員会活動の承認について

◎＝全員一致で可決 ○＝賛成多数で可決 ●＝賛成少数で否決 ×＝賛成なしで否決

主な内容

- 審議して決まったこと…………… P.19
- 監査報告（例月監査）…………… P.19
- 第1回臨時会の結果…………… P.19
- 一般質問…………… P.20
- 常任委員会活動報告…………… P.22
- 特別委員会報告…………… P.27
- 税等納付状況の報告…………… P.33
- 委員会の構成状況…………… P.33
- 議員出席状況…………… P.33

審議して決まったこと

条例の制定

◆職員給与の改定及び臨時特別に関する条例
国家公務員の給与改定及び減額支給措置に鑑み、職員の人件費を削減するための条例制定。

◆七飯町福祉灯油等の助成に関する条例
低所得者に対して冬期間の暖房用燃料費を助成するための「七飯町福祉灯油等の助成に関する条例」の制定は民生文教常任委員会に付託。

◆七飯町の子ども・子育て会議条例
子ども・子育て支援法の施行に伴い同法第77条第1項の規定に基づき「七飯町子ども・子育て会議」を設置するための条例制定。

◆七飯町債権の管理に関する条例
地方税法の改正に伴い改正した七飯町税条例との整合性を図るため、延滞金の割合の特例に関する条項を修正。

割合の特例に関する条項を修正。

◆七飯町学童保育クラブ条例
平成26年度から土曜日も開設するための改正。

◆七飯町後期高齢者医療に関する条例
地方税法の改正に伴い改正した七飯町税条例との整合性を図るため、延滞金の割合の特例に関する条項を修正。

◆七飯町介護保険条例
地方税法の改正に伴い改正した七飯町税条例との整合性を図るため、延滞金の割合の特例に関する条項を修正。

◆七飯町介護保険条例
地方税法の改正に伴い改正した七飯町税条例との整合性を図るため、延滞金の割合の特例に関する条項を修正。

補正予算

◆平成25年度七飯町一般会計(第2号)
介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、全国瞬時警報システム自動起動装置購入費等、歳入歳出それぞれ1億709万2千円を追加し、

◆七飯町債権の管理に関する条例
地方税法の改正に伴い改正した七飯町税条例との整合性を図るため、延滞金の割合の特例に関する条項を修正。

増やそう資源!

歳入歳出予算の総額を92億2千108万7千円とした。

◆平成25年度七飯町介護保険特別会計(第1号)
保険事業勘定の高額医療合算介護サービス費等、歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億9千469万3千円とした。

◆平成25年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
過年度下水道工事による復元費用等補助金等、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億4千400万円とした。

◆平成25年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)
収益的収入を2千752万2千円追加し4億1千875万2千円に、収益的支出を2千752万2千円追加し4億1千875万2千円に、また、資本的収入を470万円減額し1億198万円に、資本的支出を470万円減額し2億9千974万4千円とした。

人事

◆人権擁護委員候補者の推薦
任期満了となる左記の者を再び推薦。

氏名 大村まゆみ(58歳)
住所 大中山2丁目2番22号

報告

◆七飯町土地開発公社清算結了報告について

◆平成24年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について

◆緑線明許費緑線計算書について

その他

◆冬トピア団地86-1棟長寿命化改修建築主体工事請負契約

▽契約の方法
地域限定型一般競争入札

▽契約金額
6千751万5千円

▽契約の相手方
鈴木・藤特定建設工事共同企業体

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

選挙

◆議長の選挙
議長の辞職届を許可したことに伴い選挙が行われた。

議長選挙については、17名中11票(無効票1票)で坂田那彦議員が選出された。

なお、任期は前任者の残任期間の平成27年4月30日までとなる。

発議案(意見書)

◆議員提出議案として3件の意見書を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した

◎地方財政の充実・強化を求める意見書

◎札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書

◎義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

監査報告

例月出納検査
一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。

平成25年2月分を
3月27日、28日、29日

平成25年3月分を
4月24日、25日、26日

平成25年4月分を
5月27日、28日、29日、30日

検査結果
特に指摘すべき事項なし。
監査委員
永田 英利
林 秀樹

その他

◆専決処分の承認
地方税法の一部改正に伴う七飯町税条例の一部改正。

平成25年4月1日施行
平成26年1月1日施行
平成27年1月1日施行

◆専決処分の承認
地方税法の一部改正に伴う七飯町国民健康保険税条例の一部改正。

平成25年4月1日施行
平成26年1月1日施行

第1回
臨時会
4月22日

補正予算

◆平成25年度七飯町一般会計補正予算(第1号)
観光地域資源ブラッシュアップ事業委託料、歳入歳出それぞれ1千399万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億1千399万5千円とした。

◆専決処分の承認
地方税法の一部改正に伴う七飯町国民健康保険税条例の一部改正。

Q 大沼国際セミナーハウスに宿泊施設を併設することについて
A 作る方向での検討をしてゆきたい

平松 俊一 議員

現在セミナーハウスでは、多くの会議や研修会などが開催されているが、その7割以上が函館圏の利用者であり、経済効果の面では期待できる状態ではない。宿泊施設が併設されることによって、より多くの会議や研修会、専門の学会や国際的な会議が開催され、広い地域からの利用があるものと考えられる。

【総務課長】

地元の理解や北海道の許可をクリヤーするには時間が必要になる。また公園利用計画やセミナーハウスの利用そのものを見直すことも行わなければならないが、簡易的宿泊施設の検討をしたいと考えている。

Q 一般廃棄物処理基本計画について

町は今年3月に今後15年間の「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を策定し、一般廃棄物処理計画の根幹となる長期計画を発表した。そこで次の点について伺いたい。

- 【町長】**
大沼公園の将来的な発展を考えると、セミナーハウスへ宿泊施設を併設することは極めて有効な事と考えられる。しかし、建設する為には、公園利用に関する許可条件の改正が必要になり、地元の方々のご意見を十分に伺ったうえで、庁内に検討会議の場を設けて

地を検討しておく必要があるのではないかと

【環境生活課長】

- ①平成2年に策定し、前回改正から13年経過しているため、人口、廃棄物量を見直し、現行に見合った計画を策定した。
- ②382万円余り。
- ③今のところ新たな処理方法を決めていない。今後多方面での検討を行ってゆく。

- ④ごみ排出量の抑制は、町民一人ひとりの協力が不可欠であるため、広報PRや説明会の開催等、有効な周知方法の検討を進めて行く。
- ⑤現在の施設は、老朽化が顕著であり施設更新が必要。新施設には大型破砕選別機を導入し、平成31年度稼働を考えている。

- ⑥リサイクルセンター、最終処分場の処理方法を検討することと並行して新たな用地が必要かどうかの検討も進める。

他に「人材バンク登録制度の活用状況について」を質問している。

Q 廃校後の鶴野小学校の利活用については、町民参加の検討委員会で検討を
A 庁舎内検討委員会を設けて検討したい

上野 武彦 議員

鶴野小学校は、児童数の減少などにより、平成26年3月で廃校となることが決まっているが、同校は平成7年に建設された平屋の校舎と体育館、グラウンドなどからなる施設で、建築後18年しか経過しておらず、まだ、これからも十分活用できるものである。

その活用については、廃校後考えるのではなく、今から対応を十分考えて廃校後は速やかに活用できるようにすべきと考える。そこで、以下の点について見解を伺いたい。

- 1. 町は鶴野小学校の今後の活用についてどの様に考えているのか
- 2. 鶴野小学校の施設の活用については、広く町民の意見を聞きながら、町民参加の検討委員会などを設置して、よりよい活用方法を考えていくべきと考えるがどうか

【学校教育課長】

1. 現在、具体的な活用については決まっております

んが、この地域は市街化調整区域、農業振興地域となっており、又、災害時の緊急避難所として指定されており。又、公立学校施設整備補助金にかかる財産処分承認などを考慮しながら今後の施設活用を考えていきたい。

2. 現在、七重小学校への統合を円滑に進めるため、鶴野小学校統合準備委員会を設置している。町民の要望、意見を聞く機会を設けながら、有効活用する方策を検討してまいりたい。

【再質問】

統合準備委員会というのがあるから、それを軸にしながらいふことだが、統合準備委員会とは違った性格の検討、町民の声が結集できるような組織が必要なのではないか、これについては、教育長の答弁を求めます。

【教育長】

先ほど、課長がアンケートというお話をしましたけれど、これまで述べた国庫

負担の問題、起債の償還の問題などいろんな問題を記載した上で広報に載せて、町民のみなさんからアイデアを募って、庁舎内に検討委員会を作って、検討してまいりたい。

その中でどうしても町民の皆さんの意見を聞かなければならないとなつた時には、改めて考えさせてもまいります。

その他、「保安林内に無断で長期間設置されてきた燃料タンクと発電機の問題について」、「国の2012年度大型補正予算に関連する七飯町の事業について」質問している。



減らしたい！

Q 町内外灯の電気料金の負担について

A 電球のLED化を進め、各世帯の負担が少なくなるよう努めます

日下部 雅一 議員

今現在七飯町では、外灯料金維持費を60%補助という事で、また新設は100%補助という形で行なっていると思いますが、町民から不平等という話をよく聞きます。

確かに外灯は町内全体の夜を照らしておりますから安全安心という意味では町民または町民以外の方にも安全安心を届けていると思います。残念ながら電気料金の負担に関しては、52ある町内会及び外灯組合においては負担がバラバラなのです。平成24年度の一戸当たりの負担額をみますと非常に格差が大きいです。負担が一番多いところで一戸につき3千26円、一番少ないところで129円となっております。この意味は、道路を挟んで向こう側

とこちら側で同じ外灯を使っているのに2千897円も差があるという事です。要は町民皆さんが平等でないという負担額です。ですから私は全額町が負担すべきと考えております。ちなみに近隣の市町では、函館市は新設維持費共に80%、隣の森町は新設100%維持費90%、北斗市は新設70%、100%維持費100%となっております。他の市町と比較する訳ではございませんが、町民は皆平等であるべきという考えから以上の点について伺います。

戸数とか、外灯の灯数によってそれぞれ負担する額の差が出て来てございます。これにつきましてこれからLED化を進めていく段階においても格差を無くするためにも負担の大きい所を優先してLED化を進めたいと考えております。

また、それぞれの市や町によって補助内容が異なっております。それで、電気料金の補助率だけでは比較する事はできないと思っております。それぞれの市町村の状況により補助率が決められておりますので七飯町としては、新設100%外灯料金維持費は60%の補助率でやって行きたいと考えております。

【住民課長】
町内会及び外灯組合で格差が生じている事は、承知しております。これについては構成する

全国の自治体で「介護マーク」の導入が普及しつつある。認知症を介護している家族や外見からは分りにくい障がいをお持ちの方に付き添い、介護家族の方々の日常生活で誤解や偏見を持たれないように周囲に介助していただくことを知らせることができると。男性介護者の割合も年々増加し、介護の現場では、外出先で異性のトイレの付き添いや男性介護者が女性用下着の購入などの場面があります。様々な事態の中で介護中であることを周囲にさりげなく知ってもらうことで、周囲も温かく見守ることができると。七飯町も早急に介護中カードを導入し、希望者に配布する考えはないか。

Q 介護マークの導入について

A 大切なことであり検討する

神崎 和枝 議員

町内だけでなく生活圏域、周囲の方々に知ってもらう必要があり、どの町でも理解してもらえ環境作り介護職員、町内、地域での養成など進めながら、介護マークの検討していく。

することを周囲にさりげなく知ってもらうことは、介護する方にとっては心強いことであり、大切な事だと思ふ。

【福祉課長】
介護マークは、認知症の人の介護で誤解や偏見を持たれて困る人からの要望があり平成23年4月から静岡県が策定、配布。道内での取り組みは8市町村が策定希望者に配布、介護マークは、介護中であ

るべきものが遅れている状況である。そこで、ポイント制度導入の進捗状況等について、次の点を伺いたい。
①現在の進捗状況について
②ポイント付与される事業等について
③各、活動ごとのポイント数について
④本格実施時期について
⑤本格実施に向けた体制について

【福祉課長】
現在、制度設計、ボランティア活動の枠組み、支援事業、要項策定中
②町が実施する事業や福祉に係わるボランティア活動その他、町長が認めるボランティア活動。
③各ボランティアで異なる可能性があるが概ね一時間一ポイント
④段階的に事業対象のボランティアを増やし、来年一月を目標に福祉に係わるボランティアを考えている。
⑤七飯町社会福祉協議会に委託し町と連携を取りながら実施していく。

一般質問

ほかに、次の議員から一般質問が出されています。

木下 敏 議員	1 教育基本方針と教育施策について 2 環太平洋連携協定(TPP)内安、電気料金値上げ対策について 3 定年退職者の再任用制度の活用について 4 女性の社会進出の推進について
牧野 喜代志 議員	1 TPP、農業政策について 2 官庁の複式簿記について 3 中宮町長に対する問責決議の可決をどう捉えているか

Q 町営城岱牧場での自然エネルギー利用啓発活動について
A 自然再生エネルギーに関しては今後も取り組んでいきたい

佐野 史人 議員

町営城岱牧場に展望施設が開設され七飯町の宣伝にはうってつけの場所と言える。太陽光発電や無動力水中ポンプ等を設置し自然エネルギーの活用を訴え取り組んでどうか、また小中学生に対する教育現場にも取り入れてはどうか、町の考えを伺いたい。

する方々にとつて極めて危険な状態である。今後どのような解決を図るつもりか、お伺いしたい。

【土木課長】

町でも確認している。大沼橋手前100mまでは、歩道が25m確保されているがその先は一番狭い力所です。1m程で危険であると認識しております。残り100mの区間に対しまして、民家の張り付きも多く歩道幅員25mの確保は難しいとは思われますが、北海道と連携を図りながら幅員の確保と危険個所の早期解決に向け努力していきたい。

【政策推進課長】

自然再生エネルギーの活用であります可能であれば進めてまいりたい、太陽光発電に於いても数々の条件等ありまして断念した経緯もありますが今後も調査を進めてまいりたい。また町営城岱牧場展望台を利用しての啓発活動も今後考えていきたい。

【通学路の確保は】

道道大沼公園線338号から大信寺踏切へと続く町道との交差点手前、道道の歩道が急に狭くなっているが通学する生徒、車イスを利用

か伺いたい。

【町長】

函館市を中心とした渡島管内すべての首長、議会、経済界、農協、漁協、さらに町内会などが名を連ね国や事業者到大間原発無期限凍結を要請いたしました。自治体個々の問題ではなくなり、道南地域が一丸となった行動となり道南全体の取組に移行したものと考えております。30km圏内として建設差止めを準備している函館市単独、原発被災地の窮状を自ら確認する事を目的としていることから、また、私どもに依頼の無いことから同行する考えはございません。これからも道南一丸となった行動に参加し勤めてまいりたいと考えております。

【大間原発への対応について】

函館市の工藤市長は、6月30日から福島県南相馬市と浪江町を視察すると発表しているが、これに同行する用意があるのか、この事業に対してどのように対応すべきと考えておられるのか伺いたい。

他に「学校周辺が抱える環境問題について」を質問している。

常任委員会活動報告

【所管事務調査】要旨を掲載

総務 財政

《調査事項》

・財産台帳について

【調査の目的】

七飯町の行政財産のうち建物の管理は、各所管課で行っているが、その行政財産の長寿命化を図るためには、日常の施設管理とともに、過去の補修履歴や今後の改築を含む改修計画を検証する必要があることから、財産台帳にどのように記載されているか、また、改善方法策等について調査を行った。

【財産台帳について】

(1)財産管理(土地を除く)の現状と課題

町が建物に係る財産台帳を整備しているのは249施設であり、町営住宅、教員住宅及び学校施設は、棟ごとに1施設として財産台帳を整備している。

財産台帳は、財政課にお

いて管理しており、施設の名称のほか沿革、分類・種目、所在地、建築年月日、構造、面積・階数などの記載欄があり、備考欄には付帯施設などが記載されている。

現在の施設管理は、所管する担当課が行っているが、その補修・修繕等の履歴は、町営住宅を除き整理されておらず、財産台帳にも記述されていないことから、補修・修繕等の履歴の把握は困難な状況である。

また、日常の施設管理も所管する事務職の担当職員が行っているが、管理方法もまちまちであることから、例えば、屋根・外壁などは定期的に塗装することによって長寿命化が図られるにもかかわらず、剥がれるなどの状態にならないためには、補修・修繕時に多額

の費用を要しているケースが見受けられている。

渡島管内の自治体における管理状況は、七飯町と同様に所管課で通常の維持管理を行っているが、財産の一括管理を検討していないのがほとんどである。

(2)財産管理に係る今後の方針

国が定める構造別、用途別の耐用年数は〈表〉のとおりである。

町は、国が定める耐用年数以上に施設の長寿命化を図るためには、技術的知識

〈表〉国が定める構造別、用途別の耐用年数

用途	構造	耐用年数
役場庁舎	鉄骨・鉄筋コンクリート造	50年
役場大中山出張所	木造	24年
文化センター	鉄筋コンクリート造	50年
集会所	鉄骨造	38年
公営住宅	鉄筋コンクリート造	47年
	コンクリートブロック造	38年
学校施設	鉄筋コンクリート造	47年
	鉄骨・鉄筋コンクリート造	47年
体育館	鉄骨造	34年
	コンクリートブロック造	38年
教員住宅		

経済産業

を有する職員により維持管理及び定期的な補修・修繕等を図ることが最善であるが、限られた職員数の中では困難なため、通常の施設管理は今までどおり所管課が行うとしている。

産台帳に記載することとしている。

委員からは、点検チェックシートの内容は、専門的知識を有しない素人でもチェックできることから、所管する担当職員が行うと説明しているが、点検項目が多く、素人では難しいのではないかと、点検をする職員によって判定に差が生じる可能性があるのでないかと懸念があった。

町が示し、本年度から実施することは大変評価できるものである。

ただし、点検は所管する担当職員が点検チェックシートにより行うこととしているが、点検項目が多く、かつ、専門的知識を有する項目もあることから、点検する職員によって差が生じないように専門的知識を有する職員による講習会等の開催と不都合が生じた場合の改善を速やかに行うことを望むものである。

本来、町有施設は技術的知識を有する職員による一元管理が望ましいが、実情では難しい状況であることから、所管する担当職員における点検はやむを得ないが、点検の判定を財産台帳及び補修・修繕等の計画に反映させるとともに町有財産の長寿命化につながることを望むものである。

なお、町財政が厳しいとはいえ、約半数の施設が建物災害共済に加入していないのは遺憾であり、特に、町民が多く利用する役場庁舎、文化センター、大中山コモン、スポーツセンターなどは、建物災害共済に加入すべきと考える。

また、大規模な補修・修繕等の履歴についても、所管課はもちろんのこと、財

産台帳に記載することとしている。

委員からは、点検チェックシートの内容は、専門的知識を有しない素人でもチェックできることから、所管する担当職員が行うと説明しているが、点検項目が多く、素人では難しいのではないかと、点検をする職員によって判定に差が生じる可能性があるのでないかと懸念があった。

町民共有の財産として捉え、その財産をいかにして長寿命化させることができるかに視点をおき、調査を行ってきた。

財産台帳の管理は、町有財産を管理するうえで最も基本的な事項であるが、今までの管理方法は、所管課に任せきりとなっている状況で、財産台帳への補修・修繕等の履歴も明確になっていない状況であった。

このことを踏まえて、調査していく中で、同じ目線で所管する施設の点検を行うためにチェックシートを作成とチェックシートの結果を財政課が集約し、情報の一元化を図るという姿勢

を町が示し、本年度から実施することは大変評価できるものである。

〔まとめ〕
当委員会は、町有財産を町民共有の財産として捉え、その財産をいかにして長寿命化させることができるかに視点をおき、調査を行ってきた。

財産台帳の管理は、町有財産を管理するうえで最も基本的な事項であるが、今までの管理方法は、所管課に任せきりとなっている状況で、財産台帳への補修・修繕等の履歴も明確になっていない状況であった。

このことを踏まえて、調査していく中で、同じ目線で所管する施設の点検を行うためにチェックシートの作成とチェックシートの結果を財政課が集約し、情報の一元化を図るという姿勢

を町が示し、本年度から実施することは大変評価できるものである。

調査の目的
水道ビジョンについては、平成16年6月に厚生労働省において、我が国の水道の現状と将来の見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、すべての水道事業者が共通目標を持って、その実現のための具体的な施策や工程を包括的に示す「水道ビジョン」を策定しており、七飯町においても、国の水道ビジョンに基づき策定していることから、その内容及び七飯町の将来像について調査を行った。

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題については、昭和50年より特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成元年4月から大沼下水浄化センターの運転開始とともに供用開始されているが、当初の全体計画からの規模縮小に伴う稼働状

況及び施設の老朽化に伴う長寿命化計画などについて調査を行った。

藤城地区用排水路整備計画については、同地区の農地が基盤整備されていないため用排水路となっていることから、現状の把握と整備計画について調査を行った。

〔水道ビジョンについて〕
(1)水道ビジョン策定の目的と経過
水道ビジョンは、平成16年6月に厚生労働省が「水道ビジョン」を作成したことに合わせ、各水道事業者等において、安全・快適な水の供給の確保や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等に向けた取り組みが求められるとともに、その基礎となる運営基盤の強化や技術力の確保等が必要とされ、それらの課題に適切に対処するために、各水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析したうえで、経営戦略を策定し、それを計画的に実行するため、平成17年度に厚生労働省は各水道事業者等が「地域水道ビジョン」を策定するよう指導している。

(2)七飯町水道ビジョンの策定経過
七飯町水道ビジョンは、厚生労働省の指導に基づき、平成25年2月までに課内及び庁舎内で案を作成、同年2月から3月にかけてパブリックコメントを実施、同年4月にパブリックコメントの実施結果の概要を公表、平成25年6月には七飯町水道ビジョンを策定し、公表する予定である。

(3)七飯町水道ビジョンの概要と水道事業の現状
七飯町水道ビジョンの計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間であり、七飯町総合計画との整合性を図りながら、水道事業の現状と課題を明確に示し、計画期間内の水道事業経営の方向性と具体的な施策を推進するための基本的な考え方を掲げるとともに、水道を取り巻く社会環境の変化が生じた場合は、適宜見直すとしている。

七飯町水道ビジョンでは、水道事業の現状と課題として水需要の動向、施設の状態と課題、水道水質、災害・事故対策、環境、財政、組織体制の7項目を分析しており、その分析のもとに、

七飯町水道ビジョンでは、水道事業の現状と課題として水需要の動向、施設の状態と課題、水道水質、災害・事故対策、環境、財政、組織体制の7項目を分析しており、その分析のもとに、

七飯町水道ビジョンでは、水道事業の現状と課題として水需要の動向、施設の状態と課題、水道水質、災害・事故対策、環境、財政、組織体制の7項目を分析しており、その分析のもとに、

〈表1〉配水施設等の修繕状況 (単位：件)

年度	管の漏水修繕	メーター修繕	弁、バルブ等	水道付帯施設	その他の修繕	合計
平成21年度	38	21	14	3	9	85
平成22年度	51	39	5	12	10	117
平成23年度	52	36	12	5	11	116
平成24年度	51	40	9	11	11	122
合計	192	136	40	31	41	440
平均	48	34	10	8	10	110

〈表2〉七飯町水道ビジョンの構成

基本方針	実施方策	実施方策の具体的な取組み
1 安全でおいしい水道水の供給	1 水源の保全管理	1 水源の保全管理
		2 原水水質の管理
	2 水道水質の適正な管理	3 水質検査体制の強化
		4 クリボスポリジウム等対策の整備
		5 大中山管理棟のろ過施設整備
		6 主要施設の耐震化
2 安定した水道水の供給	3 災害に強い水道の構築	7 基幹管路の耐震化
		8 緊急遮断弁の設置
		9 応急給水・応急復旧体制の整備
	4 危機管理体制の強化	10 事故対応能力の向上
		11 停電による水道施設の停止
	5 老朽化施設・設備の計画的更新	12 老朽化施設・設備の更新
13 老朽管の更新		
6 施設の効率的な維持管理	14 施設の効率的な維持管理	
	15 管路情報の適正な管理	
	16 効率的な運転管理体制の構築	
	17 省エネルギー型設備の導入	
3 環境保全・省資源の推進	8 漏水防止対策	18 省エネルギー運動の推進
		19 計画的な漏水調査
4 経営基盤の強化	9 健全な財政状況の維持	20 経費の節減
		21 資産の総合的な管理
		22 水道料金体系の見直し
	10 事業運営体制の強化	23 組織・機構の適正化と業務委託
		24 技術の継承を人材育成
		25 簡易水道の統合
		26 広域連携体制の強化
	11 お客様サービスの充実	27 窓口サービスの充実
		28 お客様のニーズの把握
		29 水道普及率の向上
		30 水道広報の充実

〈表3〉当初計画と現認可計画の比較

	下水道計画	当初計画 (昭和51年2月)	現認可計画 (平成22年3月)
全体計画	計画区域面積 (ha)	1,400	106
	処理人口計(人)	55,043	46,300
	常住人口(人)	7,743	1,700
	観光人口(人)	47,300	44,600
	日最大汚水量(m ³ /日)	9,806	4,344
	処理能力水量(1日・m ³)	8,800	4,400
認可計画	計画区域面積(ha)	106	106
	処理人口計(人)	42,100	46,300
	常住人口(人)	2,920	1,700
	観光人口(人)	39,180	44,600
	日最大汚水量(m ³ /日)	6,147	4,344
	処理能力水量(1日・m ³)	4,400	4,400

(2) 大沼下水浄化センターの長寿命化計画について
平成元年4月に供用開始された大沼下水浄化センターは、施設機能の維持を図るため適宜メンテナンスを行

っておりであるが、当初全体計画のうち観光開発予定地は、大沼特定環境保全公共下水道事業は、観光客や一般家庭からの雑排水による湖沼の汚濁を防止するため、昭和50年に事業認可を受け、大沼市街地と近隣の観光開発予定地を含めた1千400haを全体計画と定め、昭和53年に事業を着手し、平成元年より供用開始しており、処理場や管渠の整備は終了している。

大沼下水浄化センターの1日の処理能力は4千400m³であるが、1日の平均流入量が1千500m³以下で推移していることから、現在の稼働は1系列のみとしている。

なお、平成4年2月に汚泥処理棟が完成、運転を開始しており、大沼下水浄化センターより排出された下水汚泥をコンポスト化し、有機肥料として農地や家庭菜園に還元している。

大沼下水浄化センターは、平成元年4月から供用開始し、管理棟のほかエアレーシヨンタンク沈澱池、最初沈澱池、濃縮棟、滅菌池棟、汚泥処理棟を有し、安定した処理効果が得られる標準活性汚泥法により、水処理を行っている。

【大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について】

(1) 大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題について

っているが、標準耐用年数を超過し、未だに更新されていない機械設備や電気設備等の健全度評価、ライフサイクルコストの比較等を行った「七飯町公共下水道事業長寿命化計画（大沼浄化センター）」を平成25年1月に策定している。

長寿命化計画の対象施設は、検討フローにより、機械58資産、電気93資産の151資産で、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画である。

長寿命化計画では、対象施設の健全度評価を行い、改築が必要とされた設備についてはライフサイクルコストが安価な対策を選定し、社会資本整備総合交付金の対象事業として、国・道の審議を経ている。

(3)大沼特定環境保全公共下水道の課題

大沼特定環境保全公共下水道は、観光地としての大沼・小沼の水質保全や地域住民の生活環境上、必要不可欠な施設であるが、大沼公園を訪れる観光客の減少、大型宿泊施設の廃止等により、大沼下水浄化センターの汚水流入量の減少に伴い、下水道使用料が減少

していることから、大沼特定環境保全公共下水道会計の収支均衡を図ることは困難な状況である。

併せて、施設の更新や維持補修等が重要な懸案事項であることから、創意工夫により歳出の削減を図るとともに、下水道使用料の適正な見直しを課題としている。



【藤城地区用排水路整備計画(2)】

藤城地区の用排水路は、圃場整備等が実施されていないため、殆んどが未整備の用水路・排水路・用排水路となっており、大雨時には護岸が決壊するなど、農地の保全を図る観点からも用排水路の整備が課題となっている。

このことから、藤城地区

における用排水路の整備計画は、上藤城において国営用水再編事業により、平成26年度に約450mの整備を予定している。

また、道営事業により、国営事業と関連する用水路2か所、約775mを平成27年度以降整備する計画である。

なお、用排水路を整備する前提として、受益者に対しては、圃場整備が未整備のため、圃場整備の意向調査を行うとしており、受益者が圃場整備を希望する場合は、圃場整備に合わせる用排水路の整備を行うこととなるが、圃場整備の採択条件である20ha以上の一団の土地の集約とともに、高齢化と後継者不足及び受益者負担が発生することから、圃場整備は厳しいと想定している。

【まとめ】

水道ビジョンは、厚生労働省が「水道ビジョン」を作成したことに合わせ、各水道事業者等においても、安全・快適な水の供給の確保や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等に向けた取り組みとして「地域水道ビジョン」を策定するよう指導してい

ることから、「七飯町水道ビジョン」を策定している。

七飯町の水道は、湧水及び地下水を水源としているため、浄水施設への設備投資はないものの、配水池及び導水管・配水管等の施設は、老朽化している状況も見受けられることから、水道ビジョンの基本理念の実現のため、基本方針及び実施方針に基づく計画的な施設の更新、特に、老朽化した配水管は上水道配水管更新基本計画書に基づき計画的な更新を強く望むものである。

大沼特定環境保全公共下水道の現状と課題については、大沼下水浄化センターが平成元年4月に供用開始されてから24年が経過していることから、機械設備及び電気設備が長寿命化計画により更新等が行われることとなるが、交付金の活用により、一般財源である町負担を抑えることが課題である。

また、大沼特定環境保全公共下水道事業自体が当初計画より大幅に縮小されていることに合わせ、下水道使用料の減少などにより特別会計の収支均衡は困難な状況であることは理解でき

るが、下水道使用料の見直しは、慎重に検討すべきである。

藤城地区の用排水路は、農地の圃場整備も行われていないことから、未整備の用排水路であり、大雨時には用排水路の決壊により農地の浸食も懸念されており、地域にとって重要な課題である。

現在の整備計画は、国営事業及び道営事業による3か所のみであることから、圃場整備等に合わせた用排水路の整備が望ましいが、圃場整備事業は、高齢化や後継者不足及び農業経営が厳しい中で受益者負担が発生することから、地域受益者との十分な話し合いが望まれるとともに、圃場整備事業が難しい場合には、逐次整備計画等を策定し、抜本的な対策が望まれる。

備事業については、平成24年度から平成26年度までの計画期間として策定した第5期介護保険事業計画に基づき整備を進めているが、一部に未整備施設もあることから、現状の実態と今後の整備方針について調査を行った。

民生文教

《調査事項》

- ・地域密着型サービス提供事業及び共生型介護基盤整備事業について

〔調査の目的〕

地域密着型サービス提供事業及び共生型介護基盤整備

備事業については、平成24年度から平成26年度までの計画期間として策定した第5期介護保険事業計画に基づき整備を進めているが、一部に未整備施設もあることから、現状の実態と今後の整備方針について調査を行った。

【地域密着型サービス提供事業及び共生型介護基盤整備事業について】

- (1)地域密着型サービス提供事業について

地域密着型サービス提供事業は、要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービスであり、サービスの種類及び対象者は、次のとおりである。

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要介護1～5の方）
- ②夜間対応型訪問介護（要介護1～5の方）
- ③認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（要支援1・2、要介護1～5の方）
- ④小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（要支援1・2、要介護1～5の方）

⑤ 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2、要介護1～5の方）

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護（要介護1～5の方）

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要介護1～5の方）

⑧ 複合型サービス（要介護1～5の方）

平成24年3月に策定した第5期介護保険事業計画における整備計画では、介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）1か所、小規模多機能型居宅介護2か所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1か所を整備することとしており、平成24年度の公募により小規模多機能型居宅介護施設を除く、介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）1か所と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1か所が平成24年度中に整備されるとともに、同時に公募した夜間対応型訪問介護施設1か所も平成24年度中に整備されている。

平成24年度中に整備されなかった小規模多機能型居宅介護施設のうち、大沼地

区は平成25年度に公募することとしているが、大中山地区は、民間事業者が自費で設置し、町が平成25年4月に介護サービス事業所の指定をしたことから新たな公募は行わないとしている。

七飯町における介護サービス事業所の設置状況は（表）のとおりであり、総体で48施設、定員は1千6

委員からは、民間事業者

が自費で大中山地区に整備した小規模多機能型居宅介護施設の介護サービス事業所の指定までの経過について質疑があり、町の説明は次のとおりである。

平成24年11月19日、事業所から共生型施設補助金説明会の時に小規模多機能型居宅介護施設の構想の話が出される。

平成24年12月10日、事業者から小規模多機能型居宅

（表）介護サービス事業所の設置状況

事業の種類	施設数	定員総数(人)
指定介護予防支援事業所	1	-
指定居宅介護支援事業所	6	-
訪問介護事業所	6	-
夜間対応型訪問介護事業所(地域密着型)	1	-
訪問看護事業所	2	-
通所介護事業所	7	130
通所リハビリテーション	2	75
短期入所生活介護事業所	2	30
短期入所療養介護事業所	2	114
特定施設入所者生活介護事業所	4	292
認知症対応型共同生活介護事業所(地域密着型)	7	98
小規模多機能型居宅介護事業所(地域密着型)	3	62
認知症対応型通所介護事業所(地域密着型)	1	12
介護老人福祉施設	1	50
介護老人保健施設	1	100
指定介護療養型医療施設	1	14
地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型)	1	29
計	48	1,006

介護施設の平面図が提示され、地域密着型サービス運営委員会に情報提供するための平面図他今後のスケジュールの資料を要求する（事前協議）。

平成24年12月14日、事業者から小規模多機能型居宅介護施設の平面図他の資料が提出される。

平成24年12月18日、地域密着型サービス運営委員会に事業計画の情報提供をす

平成25年4月11日、事業者から小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の指定申請書が出される。

平成25年4月16日、地域密着型サービス運営委員会に指定を提案し、委員会で協議した結果、指定の了承を得る。

平成25年4月17日、地域密着型サービス運営委員会の協議結果を得て、町は小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の指定をする。

委員からは、小規模多機能型居宅介護施設について町が公募し、一度選定をした事業者を取り消したことから問題が大きくなっていくこと、再公募したが応募者がいなかったことを踏まえ、議会に情報提供がなかったことなどにより、町の介護サービス事業所の指定までの考え方を質している。

町は、不指定処分取消等請求控訴事件で、小規模多機能型居宅介護等の事業者の指定申請があった場合には、市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずる恐れがあることを理由に指定を拒否することができず、不指定処分が介護保険法に違反しているとの判例を例にとり、民間事業者が自らの費用で施設整備を行う場合は、指定申請が指定要件に合致しているのであれば指定し、複数の事業者において計画されても同じ考えであると示している。

次に、平成25年4月1日から施行した七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の運用に係る「利用者の家族と交流の機会や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域」の指定地域を定める要綱等の策定スケジュールは、次のとおりである。

策定スケジュール及び手順は、5月中旬に役員関係機関会議（8名）、5月下旬に各連合町内会会長及び農業委員で構成する外部関係機関会議（8名）、6月上旬に地域密着型サービス運営委員会会議に諮り6月中には制定する考えである。

また、具体的な指定地域は、都市計画区域市街化区域、準都市計画区域、国道・道路の沿線住宅が連立している地域などを予定している。

(2) 共生型介護基盤整備事業について

共生型介護基盤整備事業は、高齢者や障がい者、子ども等が住み慣れた町ですつと暮らしていくために、ともに支え合い、ふれあうことのできる拠点となる施設の整備を行い、それぞれが持てる能力を活用して地域に貢献し、毎日をいきいきと過ごしていくことができると、また、サービスや支援が必要となったときは、公的制度に基づいた支援のみならず、ボランティアなどの支援を含めた地域とのかかわりにより、安心して暮らすことのできる居

場所づくりを目標としている。

共生型施設では、高齢者の居宅介護や通所介護等のサービス、高齢者の健康相談や介護予防、高齢者や障がい者の一時預かり、放課後児童クラブ、高齢者・障がい児者・子どもと地域住民が交流し相互理解を深める拠点など、地域のニーズや利用できる資源に応じ、創意工夫によりこれらのサービスを組み合わせた柔軟なサービスの提供を行うとしている。

七飯町は、平成24年度に公募により2か所を募集し、大中山地区の1か所が整備されており、高齢者サロン、地域交流サロン、子育てサロン、学童保育所のサービスが提供されている。平成25年度以降は、本町地区と大沼地区の2地区の範囲内で高齢者サロンと併設の他の福祉施設等を組み合わせた事業提案を公募し、応募のあった中から1提案を選考委員会で選考して、国の共生型介護基盤整備事業を要望する考えである。

【まとめ】
地域密着型サービス提供事業は、第5期介護保険事業

業計画において整備計画のある施設を平成24年度において初めて公募している。

第5期介護保険事業計画に基づく整備計画は、介護老人福祉施設入所者生活介護1か所、小規模多機能型居宅介護2か所、認知症対応型共同生活介護1か所であり、小規模多機能型居宅介護2か所を除く施設が平成24年度中に整備されている。

委員会では、小規模多機能型居宅介護2か所についても、平成25年度以降に公募するものと捉えていたが、町は、民間事業者は自費で大中山地区に整備したことに伴い、大沼地区のみ公募する考えを示している。

しかし、小規模多機能型居宅介護は、平成24年度に公募した結果、事業者を選定した後に取り消した事実もあり、議会において大きな問題となっていたことを踏まえると、民間事業者が平成24年12月10日に計画を提出して事前協議をし、かつ、12月18日開催された地域密着型サービス運営委員会へ情報提供として資料等を提出しているにもかかわらず、その後、付託された関係条例の審査をしている

民生文教常任委員会や設置当初から取り消し理由を調査している七飯町における公募事業に関する調査特別委員会に一切の情報提供がないのは、議会軽視も甚だしいところであり、故意に情報提供しなかったと問われてもやむを得ないところである。

また、事前協議から指定までの経過を踏まえると、他の委員会での町長・副町長の発言に整合性が取れないところが多々あり、担当課から町長・副町長へのきちんとした報告がされていたのか甚だ疑問である。

国の地域主権一括法に絡む地方への権限移譲により、今まで国の基準により定めていた設置基準等を市町村の条例において定めることとし、七飯町においても平成25年4月1日より七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を施行している。

町は、条例の制定により一段と指定事業者への指導を強化することとなると思われるが、指導の公平性、透明性、正当性を示すためにも、町の一貫した姿勢を強く望むものである。

要求資料については、福祉事業関係では、本年度公募した地域密着型サービス提供事業及び共生型介護基盤整備事業の関係書類、指定管理者関係では、指定管理者制度導入の経過から導入施設の状態までの関係書類、建設工事関係では、一般競争入札及び総合評価制

特別委員会報告

七飯町における公募事業に関する調査特別委員会中間報告書

委員長 坂田 邦彦

平成24年9月28日第3回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1. 平成24年9月28日に第1回目の委員会を開催し、委員長に坂田邦彦委員、副委員長に中川友規委員をそれぞれ互選した。

2. 平成24年10月3日に第2回目の委員会を開催し、本委員会で調査するための要求資料及び今後の調査方法について、副町長、福祉課長の出席を求め、協議を行った。

町側は、既に選定した事業を進めていきたいとの意向を示したが、委員から疑義の意見があり、要求に基づき提出される資料により、改めて協議することとした。

係を行うことを確認して、委員会を閉会した。

3. 平成24年10月18日に第3回目の委員会を開催し、副町長、福祉課長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料の説明を受けるとともに、質疑を行った。

提出書類は、福祉事業関係（地域密着型サービス提供事業、共生型介護基盤整備事業）、指定管理者制度関係、建設工事関係であり、福祉課長から福祉事業関係の提出書類について説明があった。

福祉事業関係の内、地域密着型サービス提供事業関係で提出された書類は、次のとおりである。

- ① 地域密着型サービス提供事業の一連の流れ
- ② 平成24年度七飯町地域密着型サービス提供事業所整備の公募要領
- ③ ②に係る事業別、応募事業者別の選定結果及び評価内容
- ④ 評価委員会の設置要綱、構成・名前
- ⑤ 評価委員会の権限
- ⑥ 評価委員会の全会議録
- ⑦ 評価項目に対する評価基準、マニュアル
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護

事業所の設置基準

⑨介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び施設開設準備経費助成特別対策事業補助金交付要綱

⑩平成24年8月27日、選定した事業者に対しての説明資料

⑪他自治体の実施状況

また、共生型介護基盤整備事業関係の提出書類は次のとおりである。

①共生型介護基盤整備事業の一連の流れ

②平成24年度共生型介護基盤整備事業者公募要領

③評価委員会の設置要綱、構成・名前

④評価委員会の権限

⑤評価項目に対する評価基準、マニュアル

⑥共生型介護基盤整備事業補助金交付要綱

委員からは、一度選定通知をしながら取消通知をした小規模多機能型居宅介護事業所の設置基準の「住宅地又は住宅地と同程度」の解釈についての質疑があり、町は、平成18年厚生労働省令第34号で「指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族と交流の機会を確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅

地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。」と定められているが、具体的に地域住民と交流が図られる距離・人数等の規定はないとのことである。

また、誤った解釈を評価委員に説明したとしているが、町は「住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域」を「近隣にほかの施設があり、利用者の家族や地域住民との交流の機会が保たれている地域」と解釈していたが、前述のとおり平成18年厚生労働省令第34号で定めている設置基準は「小規模多機能型居宅介護事業所は、周りにある程度の住宅が存在し、緊急時には地域の人が

すぐ駆けつけることができると判断したため、誤った解釈を説明したとしており、また、説明自体が曖昧であったとしている。

しかし、委員からは「納得できるような解釈ではない」、「取り消し自体が誤り

ではないか」との意見が相次いだ。町は、受付段階で議論すべき事項であるが、取り消しをした事業所の建設予定場所は、住宅地又は住宅地と同程度の基準を満たしていないとしており、解釈は平行線のままである。

今回提出された資料が膨大であるため各委員が精査し、次回の委員会で改めて質疑することを確認して、委員会を閉会した。

4. 平成24年11月8日に第4回目の委員会を開催し、福祉課長の出席を求め、質疑を行った。

質疑は、前回の委員会同様小規模多機能型居宅介護事業所の公募事業において、一度選定通知をしながら取り消しをした理由について行われ、福祉課長は、関係者からの意見を踏まえて、町長を含む協議の中で、町の未来を考えて取り消しをしたとしている。

しかし、委員からは、小規模多機能型居宅介護事業所の設置基準である「住宅地又は住宅地と同程度」は平成18年に厚生労働省より示されていることから、取り消し理由としては納得で

きるものではないとしている。このことから、次回の委員会で選定から取り消しに至るまでの経過について詳細に調査することを確認して、委員会を閉会した。

5. 平成24年11月22日に第5回目の委員会を開催し、副町長、福祉課長の出席を求め、提出のあった資料の説明を受けるとともに、質疑を行った。

前回の委員会で要求のあった小規模多機能型居宅介護事業に係る事業者の選定から取り消しまでの経過は次のとおりである。

①7月30日 選定結果通知

②7月31日 設置基準の確認

③8月1日 意見申出者との話し合い

④8月3日 町長、副町長、担当課長・係長で協議

⑤8月16日 町長、副町長、担当課長で協議し、選定取り消しを決定

⑥8月17日 選定取り消しの通知

⑦8月17日・20日 評価委員に対し説明

また、小規模多機能型居宅介護事業の設置基準である「住宅地又は住宅地と同程度」は、国が示している程度で「都市計画法、その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるものである。」と通知していることから、町は設置基準に当たらないと判断したとしている。

町からの説明を受け、委員からは「選定から取り消しまでの一連の流れは乱暴すぎる」、「事前にきちんと把握していれば、申請段階で処理できた案件であり、町側の認識不足である」などの指摘があり、町も認めている。

また、委員からは、評価委員の役割や権限についての質問があり、町は「評価委員は評価基準に基づいて決定したものを町長に報告すること、評価委員会の決定は参考程度であり、最終決定は町長である」との説明があった。

このことから、評価委員を参考人招致して、意見を聴取した方がよいとの判断により、次回の委員会で七飯町地域密着型サービス事業者評価委員会評価委員を

参考人招致することを確認して、委員会を閉会した。

6. 平成24年12月18日に第6回目の委員会を開催し、参考人として七飯町地域密着型サービス事業者評価委員会評価委員の出席を求め、聴取を行った。

七飯町地域密着型サービス事業者評価委員会評価委員5名のうち、当日の出席者は2名であった。

はじめに、委員長から代表質問し、その内容は次のとおりである。

①小規模多機能型居宅介護事業者の取り消しにあたり、町からいつ説明を受けましたか。

②小規模多機能型居宅介護事業者の取り消しにあたり、町からどのような説明を受け、その説明に対してどう受け止めましたか。

③小規模多機能型居宅介護事業者の選定後、意見の申し出があったことを町は認め、協議した結果取り消しているが、取り消しまでに町から相談がありましたか。

④評価委員会の決定が最終決定としている自治体もあるが、七飯町の場合、評価委員会の決定は参考程度で、

減るものではないか！

最終決定は町長であると説明しているが、評価委員を受諾するとき、町からどのような説明を受けましたか。

⑤評価委員として、町理事者及び議会に対して、申し入れたいことはありませんか。

これに対し、参考人の答弁は次のとおりである。

①だいたい前になるので、定かな記憶はないが、経緯の説明は1回説明を受けている記憶があるが、8月17日か20日であるか、別の日であるかは記憶していない。

①日時は覚えていないが、町の方から職場に来て説明を1回受けていると記憶している。

②取り消しという言葉があるが、私が受けたのは、取り消しということではなく、小規模多機能型居宅介護事業の建築案件に色々な要件があるので、それをきちっと公募する際に説明不十分な点があるので、やり直しというか、再度公募したいという話だったと思う。小規模多機能型居宅介護事業に関して住宅地であればいけないとか、ある程度の条件があったが、そ

の条件を参加しようとする業者に対して、きちっとした話がされていなかったという認識を受けた。住宅地がどの程度必要性を持つかという点であるが、本町の住宅地でなければならぬのか、住宅地に準ずるものでよいのかと、その辺をはっきり説明しなかったという点で、再度募集をかけたというような感覚でいた。一度委員会を決めて、判定をした。点数は逼迫した状態で確か2点か3点くらいの点数で、決定したと思うが、決定した以上、決定するもつと前段階でちゃんとした話が皆さんにされていないかということ

は、非常に不本意であるし、委員のみなさんは遠くから来ていただいて、夜遅くまで議論したわけですから、私としては、町に問題があるという感覚を覚えた。

②取り消しという話ではなかった。選定した者に課題があるので、改めて募集するという説明である。最終的に決めるのは町であり、町の判断がそういうことであればやむを得ない。

③記憶していない。再度公募の話はあったが、8月17

日以前かどうかかわからない。

④途中での相談はなかった。④参考意見とするが、決定につながるようにしていきたいと聞いている。

④最終決定は町であり、評価委員会は参考と承知している。

⑤委員5名は、仕事が終わってからの、貴重な時間を使って議論し、決定している。最終決定は、町にあるものの、評価委員として承諾できるものではない。町にプロがいるのに、プロらからぬ曖昧な説明で、納得できない部分がある。

⑤特にない。

次に、各委員から次のような質問があった。

①今まで、評価委員の決定が覆ったことはありませんか。

②設置場所について、問題を投げかけているが、どういう内容でしたか。

③再公募しているが、委員会として町にどう申し入れましたか。

④改めて、町及び議会に申し述べたいことはありますか。

弁は次のとおりである。

①初めての評価委員会と聞いている。私自身初めてである。

②調整区域なので大丈夫かと聞いている。調整区域は、開発を抑制する区域で、許認可の手続きが必要であるため聞いたところ、担当部局に確認し、許認可の見込みがあると説明を受けている。住宅地又は住宅地と同程度について質問したのではない。

③再公募したが、応募者がいなかったため、委員会は開催されていない。

④町は、方針にぶれないでやってほしい。今まで、評価委員会を設置していないのであれば、町が決めてもよいのではないか。また、町は、評価委員会が評価したことを遵守してほしい。

参考人に対する聴取が終了した後、次回の委員会で共生型介護基盤整備事業に応募した事業者の関係書類を資料要求し、福祉課長の出席を求めると確認して、委員会を閉会した。

7. 平成25年1月16日に第7回目の委員会を開催し、福祉課長の出席を求め、提出のあった資料の説明を受けるとともに、質疑を行った。

はじめに、提出のあった共生型介護基盤整備事業に係る書類の説明があり、共生型介護基盤整備事業への応募は、大中山地区・本町地区各1カ所を公募し、それぞれ1事業者から応募があり、大中山地区のみが決定している。

次に、前回の委員会で参考人への聴取内容に係る参考人の発言内容について、福祉課長に見解を求めたところ、町から評価委員に対しての説明については、評価委員が話したとおりで誤りがなく、評価委員の発言を真摯に受け止めるのとであった。

委員からは、町の評価委員に対し、取り消しをするという説明をしておらず、説明内容も曖昧で不十分であったのではないかと指摘に対して、福祉課長は、指摘事項を認めている。

また、福祉課長は、小規模多機能型居宅介護事業の設置基準については、平成25年4月1日より条例を制定し、今後の小規模多機能型については、こうい

ところで七飯町では設置できないということを決める旨の発言をしている。

小規模多機能型居宅介護事業所の選定取り消しを決定した最高責任者は町長であることから、次の委員会は、町長、副町長の出席を求めることを確認して、委員会を閉会した。

8. 平成25年1月29日に第8回目の委員会を開催し、町長、副町長、福祉課長の出席を求め、質疑を行った。

はじめに、委員長から代表質問し、その内容は次のとおりである。

①小規模多機能型居宅介護事業者の選定を取り消した最大の理由は何か。

②地域密着型サービス提供事業者の選定にあたり評価委員会を設置しているが、取り消しをする際に評価委員会を開催しなかったことなど、評価委員への対応をどう考えているか。

③小規模多機能型居宅介護事業者の選定後にもう一つの事業所から設置基準の確認と意見が出されているが、取り消しにあたり、その意見を参考にしたのか。

④一度選定した事業者を取り消したことにより、町へ

の不信感が増していると思うが、町民・福祉関係事業者からそのような声を聞いたことがないか。

また、評価委員が当委員会が発言したことをどう捉えているか。

⑤小規模多機能型居宅介護事業所ができないことは、七飯町にとって大きな損失と考えるがどう捉えているか。

これに対し、町長の答弁は、次のとおりである。

①小規模多機能型居宅介護事業者の決定通知後に、担当課長から相談を受けている。相談内容は、建築基準法では問題ないが、設置基準の住宅地及び住宅地と同程度に疑問があるということとであり、地域の図面等も見ながら熟慮した結果、地域密着型ということから、選定をした予定地は適さないと判断した。

②評価委員会の決定事項は重要視しており、取り消しについては、各評価委員にきちんと説明するように指示している。しかし、この委員会の会議録を見る限り、理解しづらい言い方であったと思われる。

③選定されなかった事業者

から意見があったということとは聞いているが、一々聞く耳を持つ話ではない。みんな協賛した結果、私の判断で適さない場所ということを取り消しをしている。

④不信・不満の声は直接聞いていない。評価委員会の決定は重視しており、評価委員の発言は、きちんと説明していれば評価委員も理解できたと思うが、説明不足であったと思う。

⑤結果的に、小規模多機能型の事業所が中山地区にできないのは、町にとって損失を与えたと考えている。

また、副町長の答弁は、次のとおりである。

①小規模多機能型居宅介護事業は在宅福祉の柱であり、在宅福祉を進めるには、地域で見守り、地域で支え、地域行事の参加など地域との交流を深め、緊急時の対応などで地域の協力が必要と考えており、予定地は、住宅地又は宅地と同程度に当てはまらないと判断した。

②評価委員に対して本当に誠意のない対応であり、大変申し訳なく思っている。取り消しの説明は、町長から指示を受け、担当課は一人ひとり訪問し、説明をし

ている。

③担当課から意見があったことは聞いているが、町が独自に調査して決定しており、その意見を参考にしたことはない。

④評価委員の発言は、会議録を見て承知している。評価委員への対応は、誠意がなかったことを深く反省している。

⑤小規模多機能型介護施設は、町民のニーズにより設置を計画している。今後、補助制度を活用しながら設置に向け努力する。

次に、各委員から次のような質問があった。

①七飯町の場合、具体的に住宅地又は住宅地と同程度をどう考えているか。

②小規模多機能型居宅介護事業所を設置しようとした場所は、周りに老人ホームや同じ福祉施設などがあ

り、住宅地又は住宅地と同程度の地域に属していると考えているか。

い、大沼地区は大沼公園駅や大沼駅周辺などが考えられ、何軒以上とかは考えていない。

②老人ホームや福祉施設が設置された当時は、地域密着型という福祉制度がなく、今回の小規模多機能型と直接結びつくものではないと考える。

町長、副町長への質疑を終了した後、平成25年第1回定例会で中間報告をしないこと、次回の委員会を2月13日に開催することを確認して、委員会を閉会した。

9. 平成25年2月13日に第9回目の委員会を開催し、福祉課長の出席を求め、提出のあった資料の説明を受けるとともに、議会運営委員会から依頼のあった調査依頼について協議した。

はじめに、提出された地域密着型サービス提供事業及び共生型介護基盤整備事業で選定された施設の入札関係書類及び入札に立会った旨の説明を受け、質疑は次回の委員会で行うこととした。

次に、議会運営委員会より当委員会に調査依頼のあった「申出書（提出者は2議

員）及び「調査のお願い（提出者は1議員）」の内容は、同じ趣旨であり、当委員会が調査している福祉関係の公募事業に関連するものとして、議会運営委員会から調査依頼があったものである。

「申出書」の内容は、福祉関係の公募事業に議員が関係する法人（法人の設立準備会を含む。）に、議員から議員へ便宜供与が判明したため、議会運営委員会に調査してほしいというものであり、「調査のお願い」は「申出書」に追随したものである。

委員からは、便宜供与が判明しているのであれば、司法の問題であり、当委員会で取り扱うべきではないとの意見もあったが、採決の結果、取り扱うことを決定した。

次に、申出書の提出者2人は、当委員会の委員でもあることから、調査の公平性を保つために、調査の段階で除外にすべきであるとの意見がある一方で、提出者からは、申出書は議会運営委員会に提出したもので、当委員会に提出したものでないとの意見があった。

このことから、今回の委員会で見えがまとまらないため、次回の委員会でも再度協議することとした。

また、第8回委員会における町長及び副町長の発言内容を精査したため、会議録の資料要求があり、次回の委員会で精査することとしたが、平成25年第1回定例会や他の委員会など日程が立て込んでいるため、次回の委員会は、委員長及び副委員長に一任することを確認して、委員会を閉会した。

10. 平成25年3月18日に第10回目の委員会を開催し、福祉課長の出席を求め、委員長宛てに提出された「委員会開催の要望書」の件、「調査のお願い」の取り下げの件、当委員会の第8回会議録（未定稿）の精査、「申出書」に係る調査方法の件などについて協議した。

はじめに、平成25年第1回定例会の会期中に7委員の連名で提出された「委員会開催の要望書」について、委員長より、開催要望書の提出自体が異例なこととし、定例会の会期中に提出されたことに対し、議会

で多くある会議の中で何を

優先すべきか、議員として判断してほしいと申し入れるとともに、「委員会開催の要望書」に記述してある

者の住所
③通帳の写しから申出書に記載している業者と断定した証拠書類

をもとに協議することを確認して、委員会を閉会した。

ている。申出書はあくまでも議会（委員会）で調査して下さいとのお願いである。告発云々は委員会から問われる事ではない。

ものであるが、便宜供与の有無が一番大事なところ

している業者を断定した理由として、振り込んだ議員名から公募、測量ということはある程度聞いていたものではないとし、議会で調査する場合は、事実確認に留めるべきであるとの意見もあった。

「平成25年3月31日まで事業が終了するため、今定例議会で結論を出さなければならぬ」との理由を提出した委員に確認を求めたところ「継続して調査をするのであれば3月31日にこだわらない」という発言があり、

④申出書に記載している議員から議員に便宜供与を計った事実が判明したと断定している根拠の証拠書類

11. 平成25年3月28日に第11回目の委員会を開催し、申出書の提出者2人から提出のあった事実を証明する書類に基づいて協議した。

①に関しては、議会運営委員会では匿名での書類は、提出者2人にも郵送で来ていと説明としているが、提出者のうち1名の委員から、私には来ていない、もう1名の提出者に来ていると説明している。

いずれにしても、提出者から提出された資料のみでは調査をするかどうかの判断がつかないため、持っている全ての証拠書類及び委員から要求のあった第10回委員会の会議録を次回の委員会でも提出することを確認して、委員会を閉会した。

しかし、前回の委員会で求めた、持っている全ての証拠書類の提出がないことから、今後の調査をどのようにするかを各委員に発言を求めた。

次に、議会運営委員会から調査依頼のあった「調査のお願い」は、提出した議員から取り下げの申し出があり、承認された。

⑤便宜供与があったと断定しているのに警察などに告発しない理由

はじめに、前回の委員会で決定した申出書の提出者に対し要求した資料は、前述のとおり5点であり、提出者から提出された事実を

また、添付された書類は、別の議員宛てに匿名で来た書類であり、それを自分たちの原本であると説明している。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

委員の主な発言は、次のとおりである。

次に、委員会第8回会議録（未定稿）の精査については、委員からの発言はなかった。

また、委員長からは、申出書の内容は、最終的に公職選挙法の寄付行為に該当するかどうかの判断となり、当委員会の調査には限界があるとともに、司法に持ち込まれる可能性も踏まえて、それなりの覚悟を持って臨むよう各委員に申し入れた。

②函館市・・・
③業者から直接聞いた。半信半疑であったが、業者とは知人として確認のため本人に会い確認。

また、添付された書類は、別の議員宛てに匿名で来た書類であり、それを自分たちの原本であると説明している。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 申出書に記載されている議員を参考人として招致し、意見を聞くべきである。

次に、「申出書」に係る調査方法については、申出書の事実を確認するため、提出者2人の委員に対し次の5点について資料の提出を求めることとし、提出者の了承のもと、次回の委員会で提出することを確認した。

①提出者2人に来た文書の原本

④議員から振り込まれた金額は、別な議員の土地の測量代金である。振り込んだ議員は、他の議員にこの代金は自分の土地を測量した代金と報告し、後に撤回している。土地は振り込んだ議員から紹介された。

③に関しては、業者とは長年の友人であり確認していると説明している。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 元々は、匿名で来た怪文書である。

次に、前回の委員会で福祉課長から提出した資料の説明を受けたことに対しての、質疑はなかった。

次に、委員会は、申出書の提出者から提出される資料

⑤議員に匿名で届いた書類は、提出者の会派の書類であり、議会運営委員会でも公募事業特別委員会で調査をお願いしますと決定され

また、提出者から関連する資料として、業者との会話内容を明記した資料が付されている。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 以上のことから、今回の委員会で意見をまとめることが難しいことから、次回の委員会で再度協議すること、福祉課に対して追加資料を要求することを確認して、委員会を閉会した。

次に、「申出書」に係る調査方法については、申出書の事実を確認するため、提出者2人の委員に対し次の5点について資料の提出を求めることとし、提出者の了承のもと、次回の委員会で提出することを確認した。

②申出書に記載している業

④議員から振り込まれた金額は、別な議員の土地の測量代金である。振り込んだ議員は、他の議員にこの代金は自分の土地を測量した代金と報告し、後に撤回している。土地は振り込んだ議員から紹介された。

また、提出者から関連する資料として、業者との会話内容を明記した資料が付されている。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 以上のことから、今回の委員会で意見をまとめることが難しいことから、次回の委員会で再度協議すること、福祉課に対して追加資料を要求することを確認して、委員会を閉会した。

次に、「申出書」に係る調査方法については、申出書の事実を確認するため、提出者2人の委員に対し次の5点について資料の提出を求めることとし、提出者の了承のもと、次回の委員会で提出することを確認した。

①提出者2人に来た文書の原本

④議員から振り込まれた金額は、別な議員の土地の測量代金である。振り込んだ議員は、他の議員にこの代金は自分の土地を測量した代金と報告し、後に撤回している。土地は振り込んだ議員から紹介された。

また、提出者から関連する資料として、業者との会話内容を明記した資料が付されている。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 以上のことから、今回の委員会で意見をまとめることが難しいことから、次回の委員会で再度協議すること、福祉課に対して追加資料を要求することを確認して、委員会を閉会した。

次に、「申出書」に係る調査方法については、申出書の事実を確認するため、提出者2人の委員に対し次の5点について資料の提出を求めることとし、提出者の了承のもと、次回の委員会で提出することを確認した。

②申出書に記載している業

④議員から振り込まれた金額は、別な議員の土地の測量代金である。振り込んだ議員は、他の議員にこの代金は自分の土地を測量した代金と報告し、後に撤回している。土地は振り込んだ議員から紹介された。

また、提出者から関連する資料として、業者との会話内容を明記した資料が付されている。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 以上のことから、今回の委員会で意見をまとめることが難しいことから、次回の委員会で再度協議すること、福祉課に対して追加資料を要求することを確認して、委員会を閉会した。

次に、「申出書」に係る調査方法については、申出書の事実を確認するため、提出者2人の委員に対し次の5点について資料の提出を求めることとし、提出者の了承のもと、次回の委員会で提出することを確認した。

①提出者2人に来た文書の原本

④議員から振り込まれた金額は、別な議員の土地の測量代金である。振り込んだ議員は、他の議員にこの代金は自分の土地を測量した代金と報告し、後に撤回している。土地は振り込んだ議員から紹介された。

また、提出者から関連する資料として、業者との会話内容を明記した資料が付されている。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 以上のことから、今回の委員会で意見をまとめることが難しいことから、次回の委員会で再度協議すること、福祉課に対して追加資料を要求することを確認して、委員会を閉会した。

次に、「申出書」に係る調査方法については、申出書の事実を確認するため、提出者2人の委員に対し次の5点について資料の提出を求めることとし、提出者の了承のもと、次回の委員会で提出することを確認した。

②申出書に記載している業

④議員から振り込まれた金額は、別な議員の土地の測量代金である。振り込んだ議員は、他の議員にこの代金は自分の土地を測量した代金と報告し、後に撤回している。土地は振り込んだ議員から紹介された。

また、提出者から関連する資料として、業者との会話内容を明記した資料が付されている。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 以上のことから、今回の委員会で意見をまとめることが難しいことから、次回の委員会で再度協議すること、福祉課に対して追加資料を要求することを確認して、委員会を閉会した。

次に、「申出書」に係る調査方法については、申出書の事実を確認するため、提出者2人の委員に対し次の5点について資料の提出を求めることとし、提出者の了承のもと、次回の委員会で提出することを確認した。

①提出者2人に来た文書の原本

④議員から振り込まれた金額は、別な議員の土地の測量代金である。振り込んだ議員は、他の議員にこの代金は自分の土地を測量した代金と報告し、後に撤回している。土地は振り込んだ議員から紹介された。

また、提出者から関連する資料として、業者との会話内容を明記した資料が付されている。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 以上のことから、今回の委員会で意見をまとめることが難しいことから、次回の委員会で再度協議すること、福祉課に対して追加資料を要求することを確認して、委員会を閉会した。

次に、「申出書」に係る調査方法については、申出書の事実を確認するため、提出者2人の委員に対し次の5点について資料の提出を求めることとし、提出者の了承のもと、次回の委員会で提出することを確認した。

②申出書に記載している業

④議員から振り込まれた金額は、別な議員の土地の測量代金である。振り込んだ議員は、他の議員にこの代金は自分の土地を測量した代金と報告し、後に撤回している。土地は振り込んだ議員から紹介された。

また、提出者から関連する資料として、業者との会話内容を明記した資料が付されている。

12. 平成25年4月12日に第12回目の委員会を開催し、当委員会の第10回会議録（未定稿）の精査及び提出者から提出のあった申出書に係る証拠書類に対する協議を行った。

・ 以上のことから、今回の委員会で意見をまとめることが難しいことから、次回の委員会で再度協議すること、福祉課に対して追加資料を要求することを確認して、委員会を閉会した。

13. 平成25年4月25日に第13回目の委員会を開催し、福祉課長の出席を求め、提出のあった資料の説明を受けるとともに、議会運営委員会から提出された「申出書」の取り下げ」について協議した。

はじめに、追加資料として要求した資料は、公募した地域密着型サービス提供事業で選定された事業者に対して、平成24年8月27日に開催した介護基盤緊急整備特別対策事業及び施設開設準備経費助成特別対策事業補助金説明会に係る会議録であるが、説明会資料は以前の委員会で提出しているが、時間も経過していることから、改めて提出があったが、会議録は作成していないとのことであった。

委員会からは、説明会の資料では「実施設計委託については、競争入札とす

「申出書」の取り下げ」が受諾されたのであれば、当委員会として「申出書」に係る調査を継続しないことを決定するとともに、調査報告の内容については、次回委員会にて協議することとした。

前段の協議を踏まえて、今後の調査について協議した結果、福祉関係の公募事業については、小規模多機能型居宅介護施設等の設置基準に關する住宅地又は住宅地と同程度に係る七飯町独自の要綱等の策定の進捗状況について調査すること、平成25年第2回定例会に中間報告すること、その後積み残しとなっている指定管理者制度や建設工事に係る一般競争入札及び総合評価制度の公募事業について調査を行うことを確認して、委員会を閉会した。

14. 平成25年5月15日に第14回目の委員会を開催し、福祉課長の出席を求め、提出資料に基づく説明を受け、質疑を行うとともに、議会運営委員会に報告する内容について協議した。

提出資料に基づく説明は、小規模多機能型居宅介護施設等の設置基準に關する七飯町の要綱等の進捗状況である。

要綱等の策定は、平成25年4月1日から「七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關する基準を定める条例」等の施行に伴い、事業の一つである小規模多機能型居宅介護施設等の設置基準である住宅地又は住宅地と同程度に係る七飯町の指定地域

を要綱等で制定しようとするもので、その進捗状況について調査を行った。

町は、要綱等の進捗状況として、地域密着型施設整備指定地域の案が示され、庁内の関係部署による役割関係機関会議、町内会長及び農業委員で構成する外部関係機関会議、地域密着型サービス運営委員会の協議を経て、6月末までには施行したい考えである。

委員からは、指定地域案で示している国道又は道路に接続した幹線道路や住宅が連立した地域の考え方についての質疑があり、町は、幹線道路は緊急車両等が容易に通行できる町道等とし、住宅の連立を10戸程度と考えているとのことであるが、前述の関係機関会議等の協議を踏まえてまとめる考えであることから、当委員会にも逐次情報提供することを求めた。

次に、議員から当委員会に提出された再調査の要望書の取り扱いについては、各会派に持ち帰り、次回の委員会で協議することとした。

申出書に係る議会運営委員会に対する当委員会の調査報告案及び平成25年第2回に提出する中間報告案に

ついては、次回の委員会で協議することを確認して、委員会を閉会した。

15. 平成25年5月29日に第15回目の委員会を開催し、議員から当委員会に提出された再調査の要望書の取り扱い、議会運営委員会への報告書及び平成25年第2回定例会に提出する中間報告書のまとめを行った。

はじめに、再調査の要望書については、協議した結果、添付されている報告書を一度返戻していることや申出書が取り下げられていることなども踏まえて、当委員会として取り扱わないことを決定した。

次に、議会運営委員会から依頼のあった調査報告書及び平成25年第2回定例会に提出する中間報告書については、各委員から発言のあった箇所の加除・修正を行い、報告書をまとめた。

福祉関係に係る調査は終了し、次回の委員会からは、指定管理者制度について調査することを確認して、委員会を閉会した。

16. まとめ
以上が、当委員会がこれまでの調査した中間報告で

ある。
七飯町における公募は、平成18年度から導入した指定管理者制度に係る公募事業、平成20年度からはじめて建設工事関係の公募事業、平成24年度に実施した福祉関係の公募事業がある。

このうち、平成24年度に実施した福祉関係の公募事業は、一度選定した事業者を取り消していることから、七飯町の信頼を大きく損なう可能性があるため、多くの時間を要して調査してきた。

福祉関係の公募事業は、平成24年5月に七飯町地域密着型サービス提供事業所整備として、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）1箇所、小規模多機能型居宅介護事業所2箇所、認知症高齢者グループホーム（若年性限定）1箇所、夜間対応型訪問看護ステーション1箇所を公募し、七飯町地域密着型サービス事業者評価委員会の結果を経て、同年7月30日に事業者の選定通知を行っているが、同年8月17日に小規模多機能型居宅介護事業を選定した事業所を取り消している。

取り消しの理由は、小規

模多機能型居宅介護事業を選定した事業所を取り消している。

減額を求めたい！

模多機能型居宅介護事業所の設置基準の解釈に誤りがあったためとしており、その誤りとは「住宅地及び住宅地と同程度」の解釈で、選定した事業者の設置場所が基準に合致しないということであるが、その説明には到底納得できるものではないとして、取り消された事業所から質問状が提出されていることから言えることである。

七飯町は、一度、評価委員会会の決定に基づき選定した事業者を取り消すという重大なミスを犯したことは紛れもない事実であり、汚点を残したと言わざるを得ない。

また、評価委員会の決定を覆したことに對して、評価委員にきちんと説明をしていないという事実も発覚している。

今回の公募は、国の基準に基づいて、七飯町が公募しているが、公募する段階で、町側がきちんと内容を把握していれば、防げた問題であり、かつ、国の地方分権一括法に基づいて制定した「七飯町指定地域密着型サービス」の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の施行日である平成25年4月1日までに、特に問題となった事項について整理すべきであったと考える。

すべての公募事業においては、公募から決定までに相当の時間とともに事務量も膨らんでくるが、応募要件をきちんと設定することで公平、公正、透明性の確保が図られることとなる。

今後、指定管理者制度、建設工事の一般競争入札及び総合評価制度の公募事業について調査を進めることとなるが、公募事業は、今後とも各部署において推進を進めることと思われるが、福祉関係の公募事業で問題となった件も含めて、公募す

る担当部局が公募の内容、特に、応募要件や選定基準等をきちんと把握すること、公募事業のメリットを最大限活かすとともに、町民の信頼を損なうことのないよう、強く望むものである。

なお、議会運営委員会から依頼された申出書の取扱いに関して、内容が重大と認識されたため慎重に協議を行ってきたが、申出書の取り下げによって長時間にわたる協議が中途半端な状況に陥ったことは、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

議会を傍聴しましょう!

役場1階ギャラリーでライブ中継しています。



第3回定例会は平成25年9月上旬から開催の予定です。議会では開かれた議会活動を目指して、多くの方々の傍聴を望んでいます。
(日程等は、議会事務局へ確認下さい。)
本会議は、1階ギャラリーのテレビで見ることができます。

納税等納付状況の公表

七飯町議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、平成24年度分の税等納付状況報告書が4月30日まで、各議員から提出されました。その結果、議員に税等の未納はありませんでした。

委員会の構成状況 (平成25年7月1日現在)

	小松義光	神崎和枝	牧野喜代志	横田有一	木下敏	佐野史人	林秀樹	青山金助	坂本繁	上野武彦	中島勝也	平松俊一	長谷川生人	中川友規	日下部雅一	畑中静一	坂田邦彦	
議会運営委員会			○		長	○			○			○	○	副			☆	
総務財政常任委員会						○			副			長			○	○	○	
民生文教常任委員会		○	長		○		○							副	○			
経済産業常任委員会	○			○				○		副	○		長					
七飯町議会の改革に関する調査特別委員会	○	○	○	○	○	○	長	○	○	副	○	○	○	○	○	○	○	☆
七飯町における公募事業に関する調査特別委員会	○	○				長			○	○	○	○	○	副	○	○	○	☆
北海道新幹線等を活用したまちづくりに関する調査特別委員会	○	○	○	○	○					○		長		副	○	○	○	☆
七飯町議会災害・防災対策に関する調査特別委員会	○					○	○	○	副		○		長	○	○		○	☆
七飯町学校給食事業に関する調査特別委員会	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	副	○	○	○	☆

※「長」は委員長、「副」は副委員長、「○」は委員、「☆」はオブザーバーです。

平成25年 定例会・臨時会出席状況一覧表

開会日	小松義光	神崎和枝	牧野喜代志	横田有一	木下敏	佐野史人	林秀樹	青山金助	坂本繁	上野武彦	中島勝也	平松俊一	長谷川生人	中川友規	日下部雅一	畑中静一	坂田邦彦
第1回臨時会	4月22日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2回定例会	6月11日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月12日	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月13日	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○

※判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引